

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 安心して受けられる医療のため、国民健康保険制度の改善を求める</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>2021年の国民健康保険実態調査の数値によると、国民健康保険加入世帯の世帯主は、職業別に見ると「無職」が最も多く4割となっている。加入世帯の所得を見ると、「所得なし」26.1%、「0～100万円未満」27.6%、「100万円以上200万円未満」21.9%と、全体の75%以上が所得200万円未満となっている。一方で所得に占める保険料の割合は他の保険に比べて国民健康保険が最も高く、加入者の暮らしを困難にしている要因と言える。こうなった最も重大な原因は国の国庫支出金の↓</p>	<p>(1) 国民健康保険は国民皆保険を支える社会保障</p> <p>(2) 保険料水準統一の現段階と保険料への影響</p>	<p>①世界に誇る国民皆保険制度は国民健康保険によって支えられている。2018年、国民健康保険の財政運営は市町村から都道府県に移行したが、現在でも市町村は都道府県とともに国民健康保険の保険者である。保険者として市町村の役割をどのように認識しているか伺う。</p> <p>②1958年、新しい国民健康保険法が制定され、その目的について「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とある。国民健康保険は相互扶助・助け合いの制度ではなく社会保障制度の一つと捉えるべきと考えるが認識を伺う。</p> <p>①2024年3月に策定された第3期愛知県国民健康保険運営方針では、2029年度までに納付金ベースの統一を行い、完全統一については、2029年度までに一定の結論を出すと記されているが、現段階では完全統一の方向性が出ていないという認識でよいか伺う。</p> <p>②保険料が完全統一されると、自治体の国民健康保険会計に蓄えられた剰余金や基金は保険料の引き下げに使えなくなる。2024年度から統一保険料となった大阪府では、府内の全市町村が「国保料の高い全国ワースト50(単身・二世帯)」に入った。保険料水準を統一することで保険料が大きく引き上がるのではと懸念されるが認識を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>減額であり、その分が加入者負担となったためである。国や県に大幅な増額を求めつつ、本市の加入者の暮らしを守ることは自治体の責任と考える。</p> <p>今回は、高すぎる保険料の引き下げを中心に、検討が始まって8年目を迎えている保険料水準統一の現段階、保険証廃止に伴う混乱防止のため受診に際しての例外措置が続いているマイナ保険証などについて質問する。</p>	<p>(3) 子育て支援分の保険料への影響</p> <p>(4) 子どもの均等割軽減の拡充を</p>	<p>③2018年、国保の財政運営が市町村から都道府県に移行し、市町村は年間の医療費水準等に基づいて一定の納付金を納めている。県への1人当たりの納付金は2026年度は、前年度より8,412円(4.97%)増え、17万7,502円となり、5年間で3割増となっている。納付金の上昇は本市の保険料にどのように影響しているか伺う。</p> <p>④住民の状況を最も把握しているからこそ、保険料の賦課決定は市町村が行うこととなっている。しかし完全統一となれば、市民の実情に合わせた保険料の調整は事実上困難になる。保険料水準の統一は、1自治体でも反対があれば、実施できないと言われている。本市として、保険料の統一については慎重に判断すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>①今年度から開始された子ども子育て支援金は、2026年4月分から公的医療保険料に上乗せする形で徴収される。支援金として集まったお金はどのように使われるのか伺う。</p> <p>②本市の国民健康保険の保険料及び運営にはどのように影響するか伺う。</p> <p>①国民健康保険は生まれたばかりの赤ちゃんにも保険料がかかる。2022年度から国の施策として、就学前の子どもの均等割保険料の5割軽減が実現し、2027年度からは18歳まで対象が拡大される見込みとなった。国の施策は5割軽減に留まっているため、市独自で全額免除とする場合、その事業費はどれほどか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(5) 高すぎる国保料の引き下げを	<p>②被用者保険では子どもが増えても扶養となるため保険料は増えない。本市独自の子育て支援拡充のため、国民健康保険の子どもの均等割を全額免除すべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>①2023年度、全国の国民健康保険加入者一人当たりの平均所得は99万円(一世帯145万円)、協会けんぽでは一人当たり182万円(一世帯266万円)、組合健保では一人当たり253万円(一世帯425万円)である。一方で2023年度の所得に占める保険料の割合は、最も所得の低い7割軽減世帯が最も負担率が大きく21.3%となっている。国民健康保険は、軽減世帯だけで6割近くに上るなど、低所得者層が構造的に多い一方で、その保険料が所得に占める割合は、他のどの健康保険より高く、負担の高さが際立っていることについて、どのような認識を持っているか伺う。</p> <p>②夫婦(30代)・子ども(小学生)2人の4人世帯、所得276万円(収入約400万円)の場合、2025年度協会けんぽの保険料が20万円に対し、本市の国民健康保険の保険料は43万6,600円と2倍以上であり、耐え難い負担となっていると考えるが、認識を伺う。</p> <p>③本市は2025年度、所得割の料率を引き下げ、保険料の実質引き下げを行った。引き下げた理由および財源を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(6) 国保加入者全員に資格 確認書の交付を	<p>④2024年度国民健康保険事業特別会計決算において、繰越金が約5億3,300万円、基金が約2億7,000万円、被保険者一人当たりになると42,329円となっていた。2025年度の決算見込みで基金残高はほぼ変わらないが、繰越金の見込みはどうか伺う。</p> <p>⑤そもそも国民健康保険事業特別会計における繰越金や基金は被保険者が納めた保険料の一部であり、余っていれば、被保険者に還元するべきものである。実際、国庫支出金や県支出金は決算時に精算されている。2026年度も、繰越金と基金を活用し昨年度に引き続き国保料を引き下げるべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>①本市のマイナ保険証の登録者数は2026年5月1日時点で13,513人、国民健康保険の被保険者の73.2%となっているが、2025年度利用登録を解除した方が154人であった。厚労省によると本年3月のマイナ保険利用率は6割を超えたとなっているが、本市における直近の国保加入者及び後期高齢者のマイナ保険証の利用率はどれほどか伺う。</p> <p>②2025年12月、すべての健康保険証が期限切れ以降、期限切れの保険証や、「資格情報のお知らせ」のみを持参した場合でも、適切に受診ができる暫定的な対応がとられている。その期限が本年7月末までとなっているが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、8月以降はどのような対応になるのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

26番	浅井 寿美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>③任意であるマイナンバーカードを保険証として利用する仕組みをつくり、従来の全ての保険証を廃止したために、特に高齢者等を中心に医療機関を受診する際のトラブルが多発している。これを解消するための例外措置、あるいはマイナ保険証の期限切れや登録解除などを処理する事務は、自治体にも医療機関にも大きな負担となっている。従来の保険証のように利用できる資格確認書の交付は、保険者の自治事務であるため、自治体の判断で交付することができる。後期高齢者医療制度は県の広域連合の判断になるが、本市の国保加入者には、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全員に「資格確認書」を職権交付すべきと考えるが見解を伺う。</p>

- 備考
1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。